

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月22日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 医療職給料表(三)</p> <p><u>(ア) 県立病院に勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、 准看護師及び助産師並びに保健指導業務に従事する保健師及び助産 師</u></p> <p><u>(イ) その他病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認める者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(等級別基準職務)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、行政職給料表又は技能職給料表にあつてはそれぞれ給与条例別表第6アに規定する行政職給料表等級別基準職務表又は技能職員の給与に関する規則別表第2に規定する等級別基準職務表の例によるものとし、医療職給料表にあつては給料表別等級別基準職務表（別表第1、別表第2又は別表第3）に定めるとおりとする。これらの場合において、当該表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で<u>管理者</u>が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及びその適用範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療職給料表</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 医療職給料表(三) <u>県立病院に勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、准看護師及び助産師並びに保健指導業務に従事する保健師及び助産師</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(等級別基準職務)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、行政職給料表又は技能職給料表にあつてはそれぞれ給与条例別表第6アに規定する行政職給料表等級別基準職務表又は技能職員の給与に関する規則別表第2に規定する等級別基準職務表の例によるものとし、医療職給料表にあつては給料表別等級別基準職務表（別表第1、別表第2又は別表第3）に定めるとおりとする。これらの場合において、当該表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で<u>病院事業管理者（以下「管理者」という。）</u>が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p>

(夜間看護等手当)

第14条 略

(1) 略

(2) 県立病院に勤務する管理者が定める職員が正規の勤務時間以外の時間において、管理者が定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合

2・3 略

4 第1項第1号に規定する業務のため、職員(条例第9条第2号の規定に該当し、給与条例第10条第3項の規定の例により高速自動車国道その他の有料道路の利用に係る通勤手当を受ける職員(同項第2号の規定の例により特別料金等の額に相当する額の通勤手当を受ける職員を除く。))に限る。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における夜間看護等手当の額については、第2項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に当該通勤に要する高速自動車国道その他の有料道路の利用に係る料金の額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

別表第10(第7条関係)

職	区分
中央病院長 病院局長	略
略 中央病院副院長(中央病院看護部長を兼ねる中央病院副院長を除く。)	略
略	
略 院長補佐 検診センター長 中央検査部長	略

(夜間看護等手当)

第14条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 県立病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護業務又は救急医療に関する業務に従事した場合

(2) 県立病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員で管理者が定めるものが正規の勤務時間以外の時間において、管理者が定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合

2・3 略

4 第1項第1号に規定する業務のため、職員(条例第9条第2号の規定に該当し、給与条例第10条第3項の規定の例により高速自動車国道その他の有料道路の利用に係る通勤手当を受ける職員に限る。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における夜間看護等手当の額については、第2項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に当該通勤に要する高速自動車国道その他の有料道路の利用に係る料金の額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

別表第10(第7条関係)

職	区分
中央病院長	1種
病院局長	2種
略 中央病院副院長(中央病院看護部長を兼ねる中央病院副院長を除く。) 検診センター長	3種
略	
略 院長補佐 中央検査部長	5種

略	
略	
丸亀病院薬剤部長	略
略	

別表第11（第7条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9級	1種	128,900円
	略	
略		

略

別表第13（第20条関係）

職	割合
略	
略 中央病院副院長（中央病院看護部長を兼ねる中央病院副院長を除く。）	略
略	

略	
略	
中央病院副薬剤部長	7種
略	

別表第11（第7条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9級	2種	116,000円
	略	
略		

略

別表第13（第20条関係）

職	割合
略	
略 中央病院副院長（中央病院看護部長を兼ねる中央病院副院長を除く。） 検診センター長	100分の20
略	

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。